

板橋産連 news

ニュース



発行者：一般社団法人 板橋産業連合会／板橋区板橋 1-48-11
ロジエビルNo.3 2階
☎03-3962-0131/ホームページ URL：<https://itabashisanren.org>

2023年2月1日
第1257号



〈2023年1月20日撮影〉

槌音高く！

新会館ビルの現場では、昨年9月16日の山留工事着手に続き、11月7日には杭工事が完了、今年に入りさらに工事が本格化しています。来年3月の竣工を目指しまもなく躯体の立ち上げが始まります。

●環境管理研究会第3回セミナー 「事業場における化学物質管理」

事業場における化学物質管理の基礎についてご説明いただきます。担当部署の方をはじめ、皆様のご参加をお待ちしております。

- ◇ テーマ 「事業場における化学物質管理」
- ◇ 講師 (一社)産業環境管理協会 専任講師
- ◇ 開催日時 令和5年2月15日(水) 14:00~16:00
- ◇ 開催形態 オンライン及び会場(オンラインがメイン)
- ◇ 会場 板橋産業連合会仮事務所内 会議スペース
板橋区板橋1-48-11ロジエビルNo.3、2階
- ◇ 定員 オンライン(ZOOM):35名(先着順)、会場は締切ました。
- ◇ 申込方法 ホームページに掲載中の申込書をダウンロードしていただき、FAX又はE-mailにてお送りください

板橋環境管理研修会



●環境管理研究会第4回セミナー

「世界の脱炭素政策の推進と生物多様性の保全の流れについて」

資料同封

イクレイ日本の事務局長として、様々な国際会議に出席されている内田 東吾 氏を講師にお招きして、現在の世界における脱炭素政策の推進について、また昨年12月にカナダで開催された「生物多様性COP15」にて、2030年までの国際的な枠組みが決まり、現在注目されている「生物多様性の保全」の流れについて解説していただきます。環境関係などの担当部署の方をはじめ、世界的な脱炭素政策に興味がある経営者の方等多くの皆様のご参加をお待ちしております。

- ◇ テーマ 「世界の脱炭素政策の推進と生物多様性の保全の流れについて」
- ◇ 講師 (一社)イクレイ日本 事務局長 内田 東吾 氏
- ◇ 開催日時 令和5年2月24日(金) 15:00~17:00
- ◇ 開催形態 オンライン及び会場(オンラインがメイン)
- ◇ 会場 板橋産業連合会仮事務所内 会議スペース
板橋区板橋1-48-11ロジエビルNo.3、2階
- ◇ 定員 オンライン(ZOOM):35名(先着順)、会場:5名程度(先着順)
- ◇ 申込方法 同封の申込書又はホームページに掲載中の申込書をダウンロードしていただき、FAX又はE-mailにてお送りください



職場における

労働者が安全に働くために

新たな化学物質規制が導入されます

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

POINT

1

ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※1

POINT

2

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※2

POINT

3

化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3

POINT

4

自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます（化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等）

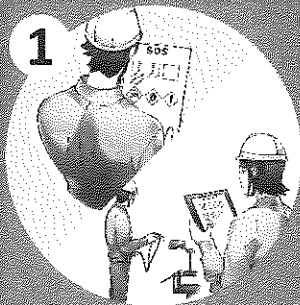
※1・・・国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が順次対象に追加

※2・・・厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）が対象

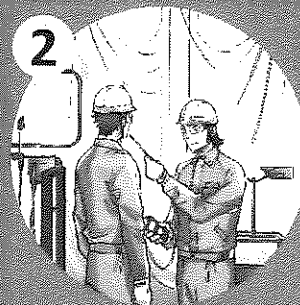
※3・・・皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかな物質以外の全ての物質が対象

これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます

ラベル・SDSの伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります



SDS及び作業現場の確認



リスクアセスメントの実施

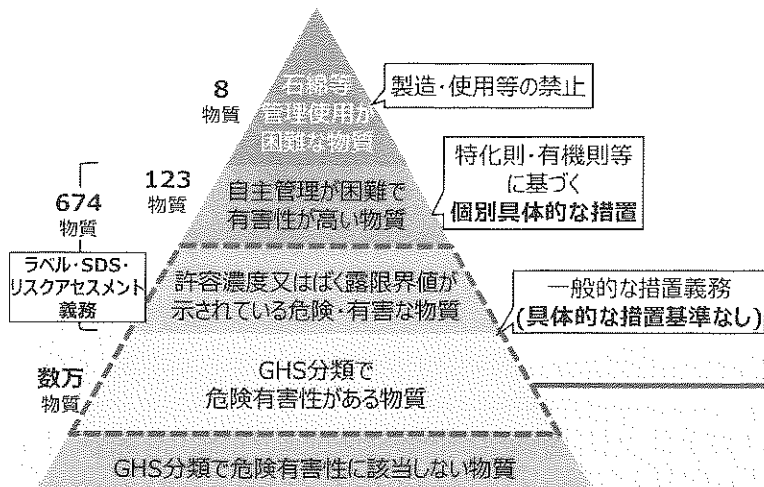


リスク低減措置の実施

自律的な管理が今後の規制の基軸になります！

これまでの化学物質規制

見直し後の化学物質規制



有害性に関する情報量	
約2,900物質 (国がセテララベル・SDS作成済みの物質)	数万物質
国のGHS分類により危険性・有害性が確認された全ての物質	国によるGHS未分類物質
ラベル・SDSによる伝達義務	ラベル・SDSによる伝達努力義務
リスクアセスメント実施義務	リスクアセスメント実施努力義務
ばく露を基準以下とする義務	ばく露を最小限度にする努力義務
ばく露を最小限度にする義務	ばく露を最小限度にする努力義務
適切な保護眼鏡、保護手袋、保護衣等の使用義務・努力義務	

このリーフレットは、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第51号）」「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）」等の主要な内容を分かりやすく解説することを目的としたものです。改正の詳細については、これらの政令、省令をご確認ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

詳細はこちら



ラベル・SDS通知、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加します

改正前	改正後（順次追加後）
674物質	国がGHS分類済 約2900物質 + 以降新たに分類する物質

ラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物）に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加します。

R4年2月改正・R6年4月施行
発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性の категорияで区分1に分類された**234物質**が義務対象に追加。

R4年度中改正・R7年4月施行予定
左記以外の категорияで区分1に分類された約**700物質**を義務対象に追加予定。

R5年度中改正・R8年4月施行予定
健康有害性の categoriaで区分2以下又は物理化学的危険性の区分に分類された約**850物質**を義務対象に追加予定。

リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置が求められます

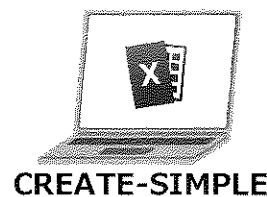
労働者がばく露される程度を最小限度とすることや、濃度基準の遵守が義務付けられます

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にすることが義務付けられます。

さらに、厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、リスクアセスメント結果を踏まえ労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます。

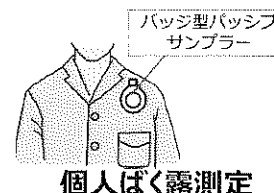
ポイント！

リスクアセスメントやばく露低減措置では、濃度基準値以下であるかを必ず確認しましょう。その際、**推定ツール（CREATE-SIMPLE等）**や、**実測法（個人ばく露測定、簡易測定法等）**を組み合わせる行うことが効果的です。



ポイント！

濃度基準値が定められていない物質は、「**米国政府労働衛生専門家会議（ACGIH）のばく露限界値**」等を参考に、当該濃度以下とするよう努めましょう。

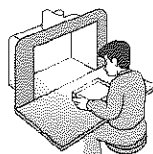


ばく露低減に向け適切な手段を事業者自らが選択します

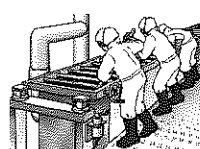
リスクアセスメント結果を踏まえ、ばく露低減に向けた適切な手段を事業者自らが選択の上、実施します。



代替物質
の使用



換気装置等を
設置し稼働



作業方法
の改善



有効な呼吸用
保護具の使用

その他、必要に応じて医師等が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置や、健康診断の記録を作成し、**5年間保存***することが義務付けられます。 *がん原性物質は30年間保存

リスクアセスメント結果等に関する記録の作成・保存や、労働者の意見聴取が義務付けられます

リスクアセスメントの結果と、ばく露低減措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存することが義務付けられます。また、措置の内容と労働者のばく露の状況を、労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間保存*することが義務付けられます。 *がん原性物質は30年間保存

皮膚等への障害防止のため、保護具の適切な着用が求められます

皮膚等への障害を引き起こしうる化学物質を製造・取扱う業務に労働者を従事させる場合、物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用させなければなりません。



皮膚・眼刺激性
皮膚腐食性



皮膚から吸収され健康障害を
引き起こしうる化学物質

ポイント！

化学物質の種類や取扱い内容により適切な保護具は異なります。必ず確認しましょう。

※健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質：義務

※上記を除き、健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質：努力義務

SDS等による情報伝達が強化されます

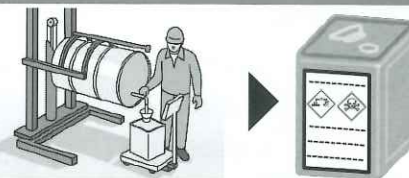
SDSの記載項目の追加や、定期確認・更新が必要になります

- ・ 通知事項に「**想定される用途及び当該用途における使用上の注意**」が追加されます。
- ・ 成分の含有量は、原則として、**重量%の記載**が必要になります。
- ・ 「人体に及ぼす作用」を**定期的（5年以内ごとに1回）に確認・更新**することが義務付けられます。

化学物質を事業場内で別容器で保管する際も情報伝達が必要になります

下記のような場合も、ラベル表示・文書の交付等の方法による、内容物の名称やその危険・有害性情報の伝達が義務付けられます。

- ✓ リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する場合
- ✓ 自ら製造したリスクアセスメント対象物を容器に入れて保管する場合



電子メールや二次元コード等でのSDS通知が可能になります

SDSの通知手段は、譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用可能になります。



電子メール
の送信



HPのURLや
二次元コード
の伝達

自律的管理に向けた実施体制の確立が求められます

化学物質管理者等の選任が義務化されます

リスクアセスメント対象物を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は、化学物質管理者の選任が義務化されます。

【選任要件】

化学物質管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習の修了者
上記以外の事業場	資格要件なし（専門的講習の受講を推奨）

【職務】

ラベル・SDS等の確認、リスクアセスメントの実施管理、ばく露防止措置の実施管理や、化学物質の自律的な管理に関わる各種対応等

また、リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では、「**保護具着用管理責任者**」を選任し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に関わる業務に従事させることが義務付けられます

衛生委員会の付議事項が追加されます

衛生委員会の付議事項に下記を追加し、自律的な管理の実施状況の調査審議を義務付けます。

リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置

健康診断結果やそれに基づく措置

雇い入れ時における化学物質の安全衛生に関する教育が全業種で必要になります

一部の業種は省略されていた雇い入れ時の危険有害作業に関する教育について、省略規定を廃止。

改正前

一部の業種は除外

改正後

全ての業種

施行期日など詳細は厚生労働省Webサイトでご確認ください。

厚労省 化学物質による労働災害防止



「人事労務・労働保険担当者法令実務説明会」のご案内

〈池袋労働基準監督署/池袋公共職業安定所〉
〈（一社）池袋労働基準協会〉

この説明会は、池袋労働基準監督署、池袋公共職業安定所、一般社団法人池袋労働基準協会の共催で実施するもので、各署・所の担当官が、実務に即した説明を行います。

開催日時 令和5年3月7日（火）午後2時～午後4時（予定） 1時30分受付開始

会場 IKE・Biz としま産業振興プラザ（旧：勤労福祉会館）6階多目的ホール
豊島区西池袋2-37-4

参加費 無料

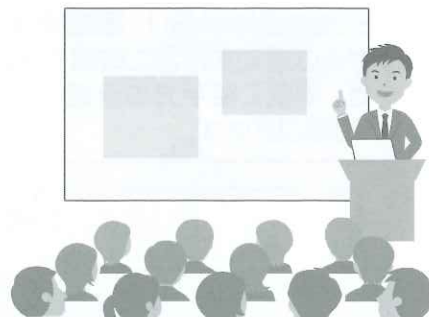
定員 65名 申込み締切：2月24日（金） ※ただし定員になり次第締め切り

内容 「人材開発支援助成金について」（約30分） 池袋公共職業安定所担当官
「労働保険給付と手続き」（約80分） 池袋労働基準監督署労災担当官
・精神障害及び脳・心臓疾患の労災認定基準の改正
・第三者行為災害の手続き
質疑応答

申込み・問合せ 一般社団法人池袋労働基準協会
電話：03-3988-6344
FAX：03-3988-6366

詳細は協会ホームページ

事業案内・申込書ダウンロードはこちら



一般社団法人 令和5年度
東京工業団体連合会 一般社団法人東京工業団体連合会主催 32地域団体共催

社会人として最低限必要な知識の習得

ビジネスマナー研修

能動的

切り
替え

定着化

体感型のプログラムで即現場で活かせるスキルを体得

研修のねらいと効果

- ・社会人への意識の切り替えを行い、新社会人としての心構えを身につける
- ・ビジネスマナーの必要性を理解し、能動的な新人へ育成する
- ・実践的な研修内容により、ビジネスマナーの定着をはかる

資料同封

区内
一斉

いたばしシェイクアウト訓練

シェイクアウト訓練とは

どこでも、ひとりでも、1分でできる訓練です



まずひくく



あたまをまもり



うごかない

画像提供：効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議

シェイクアウト訓練は地震の揺れを感じた直後の初動対応を身に付けるための訓練です。

訓練開始の合図を確認したら、その場で姿勢を低くし、頭部を守り、揺れが収まるまで待つ、といった安全行動を取りましょう。

- 訓練のポイントは動画をご確認ください ⇒ <https://youtu.be/K3jYFQeeLQk>



皆さまにお願いしたいこと

1 参加表明

右の二次元コードを読み込むか、「板橋区 参加表明キャンペーン」で検索し、訓練参加の登録をお願いいたします。ご登録いただくと、訓練参加協力団体として区HPで紹介させていただきます。



個人で参加表明した方には、抽選で100名様に、「オリジナル防災セット」をプレゼントするキャンペーンも実施します。



- ※登録は3分ほどで完了します。
- ※参加表明をしていない場合でも、訓練にご参加いただけます。

2 訓練開始の合図

訓練当日、館内放送などで皆様に訓練開始の合図をお願いします。
※板橋区からも防災無線、板橋区防災メールなどで合図を行います。

▼館内放送の例

訓練、訓練。ただいま大きな地震が発生しました。姿勢を低くし、落下物から身を守ってください。

3 訓練の実施

訓練開始の合図に合わせ、身を守る安全行動をとってください。
また、シェイクアウト訓練終了後には、プラスワン訓練を実施して、地震による被害を最低限におさえるにはどうしたらいいか考えましょう。

▼プラスワン訓練の例

職場・施設内に
いた場合

- ・建物内の安全点検
- ・備蓄物資の確認
- ・業務継続計画の遂行訓練 など

外出先
の場合

- ・非常口・帰宅方法の確認
- ・家族間での安否確認 など

公益財団法人板橋区産業振興公社からのお知らせ

【開発支援セミナー】

～脱下請け!! 自社製品開発～

(本セミナーはオンラインセミナーです)

創業 55 年、金属へら絞り加工や旋盤加工等を得意としてきた今野工業株式会社(川崎市高津区)は、脱下請けを視野に金属加工技術を生かして BtoC 市場にも進出しています。

本セミナーでは、開発型企业に転換した同社の取り組みを、同社専務取締役今野靖尚氏に語っていただきます。

【日時】 3月3日(金)

15時～16時30分

Zoomでのオンライン形式

詳細・申込み
は同封チラシを
ご覧ください。



資料同封

【簡易型BCP策定支援】

災害等発生時の行動計画(BCP)策定なら、まず「板橋区簡易型」がおすすめ!

地震・風水害に加え感染症、サイバー攻撃にも対応。専門家が訪問してご支援します。

公社ホームページで紹介動画を配信中です。

■対象 : 板橋区内の中小事業所(少人数の企業様でも可能です)

■コース概要 : 中小企業診断士が貴社を訪問しBCPの策定を支援します。(1回2～3時間で3回程度)

・詳細は公社HPをご覧ください。

紹介動画①



紹介動画②



詳細HPはこちら



理事会などの活動報告

● 第3回総合定例会議(建設準備協議会)

開催日: 1月13日 13:30～ 内容: 施工者による工事進捗状況説明、外観デザイン検討ほか

● 令和5年度新年顔合わせ会(新年賀詞交歓会に替わり開催)

開催日: 1月18日 17:00～(区立ハイライフ板橋) 会員38名が参加し懇親を深めた。

今後の主な予定

開催日	行事	備考
2月2日～	ビジネス英語講座(初級、中級)	ハイブリッド開催 (全6回) 詳細はHPにて
2月15日	環境管理研究会第3回研修会	ハイブリッド開催
2月22日	令和4年度 第2回定期・特殊健康診断	ハイライフプラザ板橋
2月24日	環境管理研究会第4回研修会	ハイブリッド開催
3月予定	次世代育成事業	板橋区立教育科学館

● 今後の事業予定は決まり次第、産連ニュース、産連ホームページでお知らせします。

《板橋産連ニュースは、板橋区中小企業活性化事業補助金を活用して発行しています。》